

憲法公布70年
安保関連法の廃止

これまでも
これからも
私たちは戦わない

ゲスト・スピーカー 山口二郎氏 (法政大学教授)

他 参加者から

2016年11月3日(木)祝日

12:00~ 集会・パレード

大通公園西11丁目

主催 北海道弁護士会連合会

旭川弁護士会 釧路弁護士会 札幌弁護士会 函館弁護士会

共催 日本弁護士連合会

問合せ先 札幌市中央区北1条西10丁目

札幌弁護士会館 TEL 011-281-2428

HP <https://www.satsuben.or.jp/>

大通西11丁目公園のトーテムポール

「マイバウム」(ドイツの祭木)

平和と人権 ともに歩みを進めるために！

11月3日は、国民主権と基本的人権の保障、恒久平和主義を定めた日本国憲法が公布されて70周年を迎えます。

第2次世界大戦前の70年間は、軍備増強と対外進出・侵略、戦争の時代でした。その犠牲と反省のもとに制定されたのが、日本国憲法です。

私たち弁護士会は、戦後、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命として再出発しました。私たちは、「これまでも そしてこれからも 戦わない (NOWAR)」社会をめざして、市民の皆さまと共に歩む決意です。

しかし、政府は、3月29日から安保関連法を施行し、これにより、日本は戦後70年を経て初めて、国外の武力紛争に直接関与し、政府の命令で他国の人々に銃を向ける国になりました。銃を向けるということは、向けられることでもあります。

政府はいま、内戦状態にある南スーダンPKOに自衛隊を派遣しており、さらにテロなどを理由にいつでも自衛隊を海外に派遣することが可能となっています。

私たちは、このようなことは、憲法九条のもとでは許されない、立憲主義（憲法に基づく政治）を回復するために安保関連法は「廃止」すべきであると考えます。

また、南スーダンPKOの自衛隊に対して、安保関連法の「駆け付け警護」など武力行使につながる新任務を付与しないことを求めます。

そのために、憲法公布70周年の記念すべき日に、市民の皆さんと共に市民パレードを実施することとしました。

「立憲主義」「民主主義」「恒久平和主義」を取り戻しましょう。
ご家族、お仲間をお誘い合わせのうえ、ご参加ください。

